

第二百六十号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十六条に規定する健康管理休暇に係る請求等は、この条例の施行の日においても行うことができる。

（提案理由）

生理休暇の名称を変更する必要がある。